



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 日新製鋼株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 柳川 欽也
(コード番号：5413 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員総務部長 桑迫 宏和
(TEL. 03-3216-5566)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 27 日に開催予定の第 5 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、今後も適切な人材の招聘を継続的に行うことができるよう、業務執行取締役等を除く取締役およびすべての監査役との間でも責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第 26 条第 2 項および第 34 条第 2 項の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 6 月 27 日 (火)
定款変更の効力発生日	平成 29 年 6 月 27 日 (火)

以 上

(別紙) 定款変更案

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">鉄鋼の製造、加工及び販売非鉄金属及び合金の製造、加工及び販売非金属製品の製造、加工及び販売各種建設工事の設計、施工、監理及び請負建築資材の製造、加工及び販売金属加工用、工作用、搬送用及び廃棄物処理用設備機器並びに産業用機械器具、電気機械器具、精密機械器具、事務用機器の設計、製作、据付、保守、修理、販売及びリース製鉄プラントの設計、製作、据付、保守及び修理 <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <ol style="list-style-type: none">情報処理及び通信システムの開発及び販売並びに情報処理サービスの提供廃棄物の処理及び再生事業不動産の売買、賃貸及び管理並びにスポーツ施設の運営前各号に関連するエンジニアリング、コンサルティング及び技術、ノウハウの販売前各号に附帯関連する事業 <p>第3条～第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第27条～第33条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(同 左)(同 左)(同 左)(同 左)(同 左)(同 左)(同 左)<u>運送業、通関業及び倉庫業</u>(同 左)<u>廃棄物の処理、再生及び収集運搬業</u>(同 左)(同 左)(同 左)(同 左) <p>第3条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (同 左)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第27条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (同 左)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>